

全額自己負担した場合の医療費の支給申請について

マイナ保険証（または健康保険証等）を提示せずに受診した場合は次の順番にしたがって、手続きをすすめてください。

1. 加入している健康保険組合等から、健康保険適用分の医療費の支給を受ける

① 加入している健康保険へ医療費（療養費）の支給申請をする

★用意するもの

* 領収書、明細書（医療費を支払ったときに受け取った書類一式） → **A**

→ 提出する前に必ずコピーをとっておく

（後日、ひとり親家庭等医療助成費申請時に提出するため）

* その他の必要書類等は、加入の全国健康保険協会・健康保険組合等へお問い合わせください。

② 療養費支給決定を受ける

支払った医療費のうち、健康保険適用が受けられる分について7割または8割分の支給を受ける。
加入の全国健康保険協会・健康保険組合等から、療養費の支給決定通知をもらう。 → **B**

2. 医療助成費の支給申請をする（ ⑧ ） ※郵送での申請も可能です

① 世田谷区へ医療助成費の支給申請をする

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課へ郵送、または窓口で申請してください。

★ご提出いただくもの

* 医療助成費支給申請書【第6号様式】（世田谷区ホームページからダウンロード可）

* 領収書のコピー、明細書のコピー（原本がある場合は原本） ← **A**

* 療養費の支給決定通知の原本 ← **B**

★窓口で申請される場合は、申請書の記入に必要なため、以下のものもご用意ください。

* ⑧ 医療証、又は受給資格認定通知書

* 医療証、又は受給資格認定通知書の保護者名義の振込先口座番号のわかるもの

② 医療助成費支給決定がされる

健康保険適用分から、療養費・付加給付金（健康保険から支給された金額）を差し引いた金額の内、

⑧ 医療証で助成される金額が支給決定され、通知後指定された口座に振込まれます。

なお、振込は、申請をされてから約2ヶ月かかります。（繁忙期等それ以上かかる場合もあります）

【問い合わせ先】 （ページID：1325）

世田谷区 各総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課

世田谷	〒154-8504	世田谷 4-22-33	電話 5432-2311	FAX 5432-3034
北 沢	〒155-8666	北沢 2-8-18	電話 6804-7526	FAX 6804-9044
玉 川	〒158-8503	等々力 3-4-1	電話 3702-1792	FAX 3702-1336
砧	〒157-8501	成城 6-2-1	電話 3482-1344	FAX 6277-9721
烏 山	〒157-8555	南烏山 6-22-14	電話 3326-9864	FAX 3308-3036